

氏名(本籍)	許	澤	銘	(中国(台湾))
学位の種類	教育学博士			
学位記番号	博乙第111号			
学位授与年月日	昭和57年11月30日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
審査研究科	心身障害学研究科			
学位論文題目	台湾における障害児教育の成立過程に関する研究			
主査	筑波大学教授		石部元雄	
副査	筑波大学教授	教育学博士	浅田隆夫	
副査	筑波大学教授	教育学博士	内須川	洸
副査	筑波大学教授		鈴木博雄	
副査	筑波大学助教授		草薙進郎	
副査	筑波大学助教授		斉藤太郎	

論文の要旨

(1) 本研究の目的と方法

本研究は、台湾における障害児教育の成立過程を、教育制度・社会制度及び法律制度の歴史の変遷の中で、解明することを意図したものである。

この研究は、日本語及び中国語で記述された史料・文献・法典・諸統計資料・障害児施設・学校史・便覧等の調査研究、台湾における障害児教育成立に際して、障害児教育に貢献した人たちの家庭訪問に基づく調査、障害児関係の学校旧舎の現地調査等によってなされたものである。

(2) 本研究の成果

本研究は、台湾における障害児教育の成立過程を解明したもので、序、序論(2章)、本論(3章)、結び及び付録から構成されている。

序論では、第一章「中国における障害者観」及び第二章「法律上より見た障害者の処遇」の2章に、又、本論では、第一章「日本領台前の教育と社会事業」、第二章「日本領有後大正八年台湾教育令制定に至る迄の教育と障害者処遇」、及び第三章「障害児教育の成立」の3章に分けてそれぞれ記述している。

序論の第一章では、四書・五経等の古典の考察から中国の古代・中世をとおして、(1)障害者を

含めた各人の潜在能力の発現、(2)障害者事業費助成金交付、(3)障害者就労促進による社会保障的理念、(4)「有教無類」の障害児教育機会均等などの考えが存在していたことを、それぞれ明らかにした。古代・中世ヨーロッパ及び日本における障害者観と障害者の処遇については、若干の研究資料があるが、そのほとんどは、障害者の絶滅・追放・虐待・嘲弄・軽蔑などであり、障害者は、概して残酷な扱いを受けていた。しかし、古代・中世の中国では、障害者を冷遇視することなく、障害者の生存権を認めようとする「社会保障」の考えや「有教無類」の思想に基づいて、障害児に対して教育の機会を与えようとする史実が、すでに存在していたことなどを指摘している。又、同第二章では、中国古典法の唐律令、宋刑統、元典章、明・清の法典等の分析と考察を通じて、歴代の法律において、(1)障害者及び付添人税制上の優遇、(2)公的救済収容施設の設置、(3)刑法上障害者には高齢老人なみの「限定責任能力者」としての処遇等に関する明文規定があったことを見出し、解説している。さらに、漢から唐の時代にかけて中国古典法において、すでに、障害の重度な者を「篤疾」、軽度なものを「残疾」と呼称し、それぞれの障害の程度に応じて公的救済施設に救済する際に、「本籍地救済」の原則が採られていたことなどについても述べている。

本論第一章では、日本が台湾を領有する以前の台湾の教育と社会事業について、又、同第二章では、日本が台湾を領有後の教育と社会事業について、中国語及び日本語の文献・資料に即して、克明な記述がなされている。そして、ここでは、障害児教育の濫觴が、英国長老教会宣教師ウィリアム・キャンベル (William Campbell) が、1890年に設置した訓盲院にあることを見出し、同訓盲院が、明治三十三年(1900)には、清統治期の養濟院・普濟堂等(=救済施設)の遺留資産と日本皇室の御下賜金を併せて、台湾総督府によって設置された台南慈恵院が、その付属事業として設けた「盲人教育部」に引継がれたことなどを述べている。

第三章では、大正八年に総督府の機構改革が行なわれ、文官総督が認められたことによって、行政改革、教育改革が行なわれた。

その教育改革の一環として、台湾総督府は大正八年に、台湾における台湾人の教育制度を定める目的で制定されたばかりの「台湾教育令」を改めて、大正十一年に台湾における教育の普及を目的とした「改正台湾教育令」を公布した。改正台湾教育令が制定された、同じ大正十一年に少し遅れて、「台湾公立盲啞学校官制」及び「台湾公立盲啞学校規則」が相次いで制定されたこと、そして、これらの法令に基づいて、私立台南盲啞学校が台南州に公立移管となり、台湾ではじめて公立特殊学校が誕生したこと、さらに翌大正十二年には、日本国内に「盲学校・聾啞学校令」と「公立・私立盲学校・聾啞学校規程」が制定されたことによって、台湾における私立盲学校、聾啞学校が相次いで、公立移管となったこと、さらに又、木村謹吾医師の慈善事業として、病院内に、大正六年六月設置された木村盲啞教育所が、大正九年八月に、私立台北盲啞学校の認可を受け、昭和三年九月に、台北州に公立移管となったことなどに論及している。

結びでは、台湾における私立障害児学校が公立移管となった主要要因は、「台湾公立盲啞学校規則」の制定にある、ことを指摘している。

審 査 の 要 旨

本論文では、日本が台湾を統治するようになった十九世紀末から 1930 年頃までの、台湾における障害児教育の成立過程に、記述の焦点がおかれている。そして、この時期における障害児教育の成立の様態を解明するために、中国古代・中世における障害者観の考察から始めて、明・清時代を経て現在に至る障害者観までを考察している。

かように、本論文では古代・中世の中国から現代までの広範な時代が扱われているが、台湾では、明→清→日本の政権交替に伴う戦乱、第二次世界大戦時における被爆災害、同大戦終了時の資料廃棄等のために、文献資料が、消失・散逸しており、本研究を推進する上で相当な困難があった。しかし、それにもかかわらず、著者は、台湾内だけでなく、日本における中国語や日本語で記載された文献等も精力的に探索して読破し、本論文を格調の高いレベルのものとしてまとめあげているが、この点の努力には、敬服に値するものがある。

本論文で、主として中国語文献に基いて台湾の内部から、又、主として日本語文献に基づいて台湾の外部から、台湾における障害児教育の成立過程についての考察がなされているが、このことは、本論文の特色として十分に評価されてよいであろう。

又、本論文で、中国古代・中世から近代を経て現代に至る障害者観の解明には、創見が多くみられる。ただ、一方においては、障害児教育事象の歴史的背景の記述にいくらかウエイトをおき過ぎたきらいがみられる。しかし、内・外の文献資料に基づく実証的な研究の手堅さには際立ったものがあり、従来、未開拓であった、この分野において、本論文は独創的な研究成果を挙げえたものとして高く評価することができる。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。